

10回  
平成30年第 総会  
10月

## 白井市農業委員会会議録

平成30年10月5日 開会

平成30年10月5日 閉会

## 白井市農業委員会会議録

平成30年10月5日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会長	笠井行雄
会長代理	中村教雄
1番	根本孝一
2番	岩井聡明
3番	芦田恵子
4番	今井幹代
5番	福田孝一
6番	内藤秀樹
7番	宇賀義則

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齋藤和博
2. 秋谷茂男
3. 川上洋
4. 押田勝巳
5. 海老原清
6. 山崎雅巳
7. 伊藤治
8. 秋本善久

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第2号 平成30年度第6次農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等

- (1) 届出等事務局長専決決裁報告について
- (2) その他

11月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 10月24日水曜日
- ・事前審査会(案) 10月31日水曜日  
第2班 午前9時から 本庁舎2階災害対策本部3
- ・総会(案) 11月7日水曜日  
午後4時00分から 本庁舎2階災害対策本部3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 こんにちは。定刻少し前ですけれども、皆さんおそろいということで始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、平成30年の10月定例総会ということでお集まりいただきました。

大変ご苦労さまでございます。

ことしは本当に台風の発生が多い年でありまして、先月の台風24号では、もう各地におかれましても被害が出ております。

白井市におかれましても、農産物、農業用施設等に被害があったと思われませんが、被害に遭われた方々には、お見舞いを申し上げたいと思っております。

そしてまた、台風25号が近づいておりますが、被害が出ないことを願っております。

それから、今月の12日のブロック別農業委員会研修会については、お忙しい中ではございますが、参加のほうをよろしく願いしたいと思います。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより平成30年10月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録の署名者は、2番、岩井聡明委員、4番、今井幹代委員を指名します。  
説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、高橋でございます。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条第3項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

平成30年10月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、河原子字砂久保前232番2。

地目、畑、現況、畑。

地積、2,975平方メートル。

権利者、印西市小林北 丁目 番地 、〇〇〇〇、柏市南増尾 丁目 番 号、〇〇〇〇。

義務者、松戸市馬橋 番地、〇〇〇〇。

申請事由、転用を伴う所有権移転、駐車場でございます。

2番、3番、4番につきましては、同一の事業になっていきますので、3点共通で、権利者は、白井市十余一 番地、株式会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

申請事由は3件とも、転用を伴う賃貸借権の設定、資材置場となっております。

その他について説明いたします。

2番、清戸字花掘込503番外8筆。

地目、畑、現況、畑。

地積、9筆合計、5,726平方メートル。

義務者、白井市清戸 番地の 、〇〇〇〇。

次ページに移りまして、3番、清戸字花掘込504番。

地目、畑、現況、畑。

地積、224平方メートル。

義務者、白井市清戸 番地、〇〇〇〇。

4番、清戸字花掘込512番。

地目、畑、現況、畑。

地積、419平方メートル。

義務者、印西市和泉 番地 、〇〇〇〇。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

笠井会長

ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。  
根本孝一委員、お願いします。

根本孝一委員

1班班長の根本です。

調査報告をいたします。

審査資料のほうは1番をごらんください。

当日の出席者は、権利者、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、義務者、〇〇〇〇さん、  
申請代理人、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんが出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から約3キロメートルに位置しております。  
進入路は、共用道路と使用賃借の土地により確保されています。

農地区分としては、第2種農地として判断いたしました。

転用の目的ですが、近くに礼拝所であるモスクがあり、金曜日の礼拝日には150名  
から200名ぐらいの方が訪れることもあり、駐車場を探していたところだそうでした  
ので、譲ったそうです。

次に、一般基準ですが、本申請は駐車場用地ということですが、申請面積は進入路  
を含めて3,041平方メートル、駐車台数延べ83台であり、面積は妥当と思われます。

資金は、自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われま  
す。

周辺に農地はありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われま  
す。

以上です。

笠井会長

続いて。

根本孝一委員

続きまして、資料の2番、3番、4番を一括で報告をいたしますので、順次ごらん  
いただきたいと思います。

当日の出席者は、権利者、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、義務者、〇〇〇〇さん、〇〇  
〇〇さん、〇〇〇〇さんの代理人として、〇〇〇〇の〇〇さんが出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から東へ約3キロメートルに位置して  
おります。

県道に面しており、進入路は確保されております。

農地区分としては、第2種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、現在、土木建設業を営んでいる〇〇〇〇の既存の施設では手狭で  
あり、複数の企業の同時進行時の利便性も考え、当申請地を新たに広めの資材置場と  
して利用したいとのことです。

次に、一般基準ですが、本申請は資材置場用地ということですが、申請面積は、合

計で6,369平方メートルであり、事業計画において、雨水、土砂の流出を防ぐための計画もあり、面積妥当と思われま。

資金は、自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われま。

周辺農地への支障ですが、近隣説明では、特に意見はないとのこと。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題はないものと思われま。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長による審査内容の報告がございましたが、地区担当員の形で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番について、最適化推進委員の秋谷茂男委員をお願いします。

秋谷茂男委員 秋谷です。

申請代理人の〇〇〇〇の〇〇〇〇さんに話を聞きました。

もともこの土地は、〇〇〇〇さんのおじいさんが、河原子出身ということもあり、〇〇〇〇さんのおじいさんの土地であったということです。

長い間、耕作放棄地になっていたところに、大手不動産屋さんを通して、モスクの駐車場にという話があったそうです。

モスクには、多いときで150人ほどの人が集まり、駐車場がなく、やむなく乗り合わせや路上駐車をして周辺に迷惑をかけてしまっているそうなので、駐車場を整備し、迷惑を周りにかけないようにするために、駐車場用地を探して今回の申請に至ったそうです。

笠井会長 ありがとうございます。

2番、3番、4番について、最適化推進委員の山崎雅巳委員をお願いします。

山崎雅巳委員 推進委員山崎です。

まず、〇〇〇〇さんから。

以前、〇〇〇〇さんは梨を栽培されていましたが、現在は耕作などは何をされていないということです。

この場所でも7年前ぐらいまでは、梨をつくられていたということです。

〇〇〇〇との契約などについては、旦那さんが生前にされていたそうで、今回の件は〇〇〇〇のほうにお任せしているということです。

続けて、〇〇〇〇さんです。

武藤さんは、この場所での耕作はされていなかったということです。

現在は、竹が結構生えてしまっているそうで、整地してもらえらなら助かるとおっしゃっていました。

〇〇〇〇さんについてですが、この土地は生前に旦那さんが買った土地で、それを

〇〇さんが相続されたそうです。

現在は、自宅付近の畑で耕作されているそうです。

皆さんに今回、地目変更で、税金が60倍ぐらいに上がるということをお伝えしましたが、全部〇〇〇〇さんにお任せしているとのことでした。

私からは以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

中村委員。

中村教雄委員 農業委員の中村です。

事務局に聞きたいのですが、一番上の〇〇〇〇、この方の住民票と、あともう1人の方の住民票を見ると、片方は永住者になっているのですが、片方は在留期間が2021年の6月15日というふうにありますけれども、これを2人名義にするというのですが、これは、登記のほうは大丈夫なのですか。

永住者のほうは登記できると登記できると思うのですが、片方のもう1人の方、これは永住者ではないですね、在留期間。

登記の問題なのですか、これはどうなのですか。

事務局のほうはわかりませんか。

笠井会長 事務局。

事務局 土地の登記については、詳しくはわからないので、確認をとっておきます。

笠井会長 よろしいですか。

中村教雄委員 はい、いいです。

笠井会長 ほかにございますか。

質疑はないでしょうか。

よろしいですか。

それでは、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

1番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

2番、3番、4番については関連がありますので、一括して行います。

2番、3番、4番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、2番、3番、4番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第2号 平成30年度第6次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、高橋でございます。

議案第2号 平成30年度第6次農用地利用集積計画の決定について、白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙のとおり平成30年度第6次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので、提出いたします。

平成30年10月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

4ページをごらんください。

市長からの協議文となります。

説明は割愛させていただきます。

5ページをごらんください。

1番、根字下郷谷、1番2、外2筆。

地目、畑、果樹園。

利用権設定面積、2筆合計で2,085平方メートル。

設定する利用権、種類、賃貸借権。

内容、果樹。

期間、5年。

賃料、合計で2万円。

支払方法、口座。

利用権を設定する者、白井市白井 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市白井 番地、〇〇〇〇。

経営面積、51アール。

新規でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審



査班長の報告はございません。

今回は新規ですので、地区担当員の補足説明がございます。

最適化推進委員の秋本善久委員、お願いします。

秋本善久委員

白井地区担当の推進委員の秋本です。

私から、補足説明をいたします。

まず、利用権を設定する者、〇〇〇〇さん、そして受ける者、〇〇〇〇さんは、親子でございます。

それで、現在の畑の現況ですけれども、梨畑、成木でございます。

そして、〇〇〇〇さんは、この平成30年3月、農地法の3条に基づいて5反ほど貸借権を許可を受けていただいております。

そして、30年の4月に、認定新規就農者として認定されたということになっております。

それで、今回この利用集積計画で賃貸借になった経緯なのですが、既に5反借りて若木を植えてあるのですが、年間150日と、1,200時間以上の農業日数などが確保できない、また収入がないという部分で、その前に、農業次世代人材投資事業というものがあまして、そちらに申請をしたところ、先ほどのまだ若い人なので、労働日数が少ないではないか、あと収入がないし、その辺でこの事業に対して受けられないという部分が出てきました。

そこで、父親のやっていた2反を借りて、そこで労働日数と収入を得て、農業次世代人材投資事業、そちらを受けることで、利用集積計画で賃貸借になりました。

以上です。

笠井会長

ありがとうございました。

地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号平成30年度第6次農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長

賛成全員です。

議案第2号 平成30年度第6次農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局、高橋でございます。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規定第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

平成30年10月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

7ページをごらんください。

専決処分書となります。

農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出です。

8ページをごらんください。

こちらにつきましても、相続の届出でございます。

続きまして、9ページをごらんください。

こちらは、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内農地の転用届出です。

10ページをごらんください。

農地法第5条第1項第5号の規定による届出です。

下水道工事による一時使用で、期間は平成30年9月から平成31年3月まででございます。

次第に戻っていただきまして、11月の事前審査会総会の日程につきましては、申請受付締め切りが10月24日水曜日、事前審査会、10月31日水曜日、こちらは第2班の担当となります。

午前9時から本庁舎2階、災害対策本部3、この場所で行います。

総会につきましては、11月7日水曜日午後4時から、こちらも本庁舎2階、災害対策本部3で行います。

報告事項は以上となりますが、本日は、皆様に二つのお願いがございます。

一つ目は、農業者年金の加入推進について、机の上に封筒を置かせていただきましたのでごらんください。

農業委員会として推進していく必要がありますので、農業委員、推進委員の皆様には、担当地区を中心に、訪問によりまして、5名程度の方にアンケートをお願いしながら、加入を勧めていただきたいと思います。

資料をご確認ください。

一つ目として、ホチキスでとめてあります加入推進名簿があります。

あと、担当地区のある方につきましては5枚ずつ、加入についてのご案内、記録簿とアンケートが裏表でなっています。

それと、農業者年金で生活の安定を考えませんかというリーフレットをつくらせていただきました。

まず、大変失礼なんですけれども、毎月の議案と同じく、加入推進名簿の取り扱い

については、十分注意をしていただきたいと思います。

あと、5名の方、担当地区を中心に、加入についてのご案内を配りながら、アンケートをとっていただきたいと思います。

名簿に入っている方、実際60日以上農業をやっている方の親族の方、1軒の家で複数の方でも結構です。

皆様のご家族でも構いません。

昨年訪問した方でも、状況が変わる場合がありますので、そちらでも構いません。

昨年訪問した方につきましては、名簿のほうに前年度の訪問状況として、ありという表示をしてございます。

国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している60歳未満の方で、みどり年金等に加入していなければ、農業者年金には加入できますので、推進のほうをよろしく願います。

名簿については、個人情報になっていまして、事務局のほうでも農地台帳を中心に見ているので、全ての状況が把握できているものではありません。

現在もういらっしゃらない方がいたりとか、ほかに農業をやっている方がいらっしゃったりとかありましたら皆様のほうにご存じだと思いますので、こちらのほうに報告をお願いしたいと思います。

そういうことで、加入対象者であるかどうかというのは、実際に話を聞いてみないとわかりませんし、実際に聞いてみて違っていたということであれば、それでも構いませんので、よろしく願います。

期限は2月末までとさせていただきます。

ご協力をお願いします

年金の加入について、ご質問等ありましたら。

内藤秀樹委員 名簿の一番最後なのですけれども、359番。

これ、〇〇さんは既に亡くなっているのです。

事務局 そうですか。削除させていただきます。すみません。

宇賀義則委員 もう一つ質問よろしいでしょうか。

事務局 はい。

宇賀義則委員 以前にもお聞きしたかと思うんですけれども、国民年金基金に加入している方は、こちらは二重には入れないということよろしいですか。

事務局 はい。

みどり年金と通常いうのですけれども。

宇賀義則委員 もし仮にそれをやめて、こちらに入り直すと、メリットというのはあるのですか。

事務局 農業者年金は、前は違ったのですが、積立方式で、すごく有利なものだというふうに使われていますので、そちらをやめて加入という選択肢もあると思います。

それに入っていたら、強引に勧めてくださいということではないのですけれども。  
宇賀義則委員 わかりました。ありがとうございます。

事務局 ご案内文にあるとおり、興味があったり、わからないことがあれば事務局のほうに、私が担当になっていますので、ご連絡いただければこちらで対応いたしますので、よろしくお願ひいたします。

海老原清委員 これは年齢的には、何歳ぐらいまで最高で入れるのですか。  
事務局 もう60までならば加入できます。  
なお国の補助を受ける場合は、20年間必要です。

笠井会長 60前なら入れるんですか、何年でも。  
事務局 入れます。  
笠井会長 入った分だけは出るから。  
事務局 はい。  
基金のほうでは、農家の方が知らないということはないようにしたいというお話です。お知らせいただくだけでも結構です。

笠井会長 これ、期日とかあるのかな。  
事務局 2月末までにお願ひしたいと思います。  
笠井会長 2月末。  
事務局 はい。ご家族の方でも60歳未満加入者がいるおうちでしたら、結構です。  
1軒で何人もアンケートをとっていただいてもいいです。  
ご夫婦でとか、お子さん1人いたら、ご本人様を含めてもかまいません。

内藤秀樹委員 これ、農家要件に達していても、例えば5反歩以上農地を持っていても、実際問題やっていない方、いっぱいいますよね。  
そういう場合はどうしたらいいのですか。

事務局 この農業者年金につきましては、今、5反とかそういう縛りがなくて、農業に従事していればということで、パートでもいいみたいです。

内藤秀樹委員 従事していない場合。  
農地あっても従事、要するに放棄しちゃっているか、もしくは貸しちゃってあるかして、実際に農業していない人もいるのですけれども。

事務局 農業のことについて、どうしようかと考えたということだけでも、1日になると説明は受けています。  
後で加入できないという状況になることもありますので、こういう方は勧めないほうがいいと思います。

宇賀義則委員 ちなみにこれ、広報でもお知らせ出ました。  
事務局 今年度1回やりまして、次も準備しています。  
年4回ほど予定しています。

また、この推進については、JA西印旛と一緒に推進していくことになっていて、かけはしとかにも、チラシが入ってくるという話を聞いています。

年1回は入れているそうです。

その他、ありませんか。

海老原清委員  
事務局  
海老原清委員  
笠井会長  
事務局

だから60以上の人のところに行っても意味ないということですか。

ご家族に該当者がいれば、親御さんからお話聞いていただいても結構です。

アンケートは。

例えば、子供さんの親のところに行って話をすることには、問題ない。

その方、60歳以上でも結構です。

アンケートをとる方は大丈夫ですので。

福田孝一委員  
事務局  
福田孝一委員

すいません。

はい。

この裏側なのですが、1回目、2回目、3回目。

1回目だけで。

その中の今後、次回の対応等というのは、これは絶対考えなくてはならないですね。裏の第1回目、2回目、3回目の今後、次回の対応等というのは、絶対書かなきゃならない。

事務局

こちらにつきましては、状況によると思いますので、もう拒否という方もいらっしゃると思うし、もうちょっと考えると、次回可能なものがあれば書いていただくということで結構です。

そのほか、ありますか。

もし後で何か疑問に思ったこととかありましたら、私のほうにお問い合わせいただければお答えいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

年金のほうは、以上でよろしいでしょうか。

では続きまして、農地パトロールについて、またこちらもお願ひがありますので、担当の板橋のほうから説明させていただきます。

事務局

私のほうから、農地パトロールとって、年1回のやつですけれども、ことは昨年より、数とか面積とか少なくなります。

というのは、機構に貸しますという意思表示をしたものを除いたり、草を刈って保全管理しているものを除きますので、結構少なくなります。

また、新たに発見したものも追加でお願ひします。

あと、書類ですね。

航空写真とか、調査一覧表。

来週中に配布しますので、事前に見て、回れる方は回っておいてください。

この表がありますけれども、早く終わると思います。

それで、班編成ですけれども、この用紙を見てください。

10月、今月18日、神々廻地区ですけれども、笠井会長と齋藤委員、都合はどうですか。

齋藤和博委員 火曜日。

事務局 木曜日ですね。

齋藤和博委員 10月、10月、今月。いや、18日は木曜日だ。

事務局 都合悪ければ、また後で連絡もらえれば、調整しますので。今のところ大丈夫ですか。

笠井会長 それと、英治さん。

事務局 はい。

笠井会長 昨年、この辺ちょっと何軒かトラブルがあったよね、これ。

事務局 はい、ありました。

笠井会長 ことは事前に、ちょっと見てもらったら。

事務局 意向調査ですよ、考えています。送る前に1回見てもらって、確認します。

去年から比べて、ここ草刈ったよとか、そういうものは教えてもらえれば、またそこで消していきますので。実績になりますから。

笠井会長 まず今回、1番に機構に貸しますという人は、もう、入っていないわけね。

事務局 入っていないのですけれども、新たに草刈った人とかいるわけではないですか、貸すよと言っているも。

やらない人はやらないかもしれないけれども、刈った人とかわかれば教えてもらえれば、実績に入れますので。

きれいになったということ。

あと、いいですか。

19日、今井委員と秋谷委員、どうですか、この日。

秋谷茂男委員 ふるさとまつり前の日なんだよね。準備あるので、ちょっと後で。

笠井会長 22日の根本委員と川上委員は。

根本孝一委員 私は大丈夫です。

川上 洋委員 大丈夫です。

事務局 大丈夫ですか、はい。

23日の中村代理と押田委員さんは。

中村教雄委員 大丈夫です。

事務局 大丈夫ですかね。

25日の平塚の福田委員さんと海老原委員さん。

福田孝一委員 大丈夫。

事務局 26日、内藤委員さんと山崎委員さん。

山崎雅巳委員 大丈夫です。  
事務局 大丈夫ですか。  
29日の宇賀委員さんと伊藤委員さん。

伊藤 治委員 大丈夫です。  
事務局 大丈夫ですか、2人。  
あと、30日の芦田委員さんと秋本委員さん。  
この日、何か。

芦田恵子委員 早めに終わりますよね。  
事務局 恐らく午前中で。事前に見ておいてもらえれば。  
笠井会長 見ておいてもらえれば、すぐ終わる。  
芦田恵子委員 撮影が、ちょうどかち合ってしまったのです。  
事務局 それでは、名内地区と入れ替えますか。19日。  
芦田恵子委員 金曜日は。でも、午前中。  
事務局 午前中ですね。  
芦田恵子委員 午前中であればパートさんに任せて、19日大丈夫ですか、出られますか。  
事務局 秋谷さん、30日。  
秋谷茂男委員 30なら大丈夫です。  
事務局 そしたら、それ入れかえて。  
芦田恵子委員 じゃあ交代にしてもらいます。  
事務局 それでは私、19日。  
事務局 芦田委員さんと秋本委員さんで、19日のところ。  
30日が、今井委員と秋谷委員。  
それで組みたいと思います。  
また何かあれば、言ってください。  
以上です。

福田孝一委員 ここへ何時に来ればいいのか。  
事務局 9時半にしました。  
笠井会長 本日の議案については、全て終わりました。  
長時間にわたり、慎重なる審議を賜りありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長                      笠 井 行 雄

白井市農業委員会議事録署名人      岩 井 聡 明

白井市農業委員会議事録署名人      今 井 幹 代